

ひろば

学長による国立大学私物化の現状 —奈良女子大学の場合—

松本 尚

はじめに

筆者は奈良女子大学生生活環境学部情報衣環境学科生活情報通信科学コースに所属している。所属先名は長くて判りにくいものであるが、生活環境学部にある情報系のコースである。カリキュラムの内容は理系の情報科学科や情報工学科と大差はなく、卒業生の進路や就職先もほぼ同様である。違いは、サイエンティフィック・コンピューティングやビジネス・コンピューティングに焦点を当てておらず、今や生活と切り離せなくなった計算機システムや計算機応用製品を生活者の視点から捉えるライフ・コンピューティングに焦点を当てて、教育研究を行っている。

ここ数年、多数の国立大学において学長の独裁的な大学運営と非民主的な学長選考が大きな社会問題となっている。奈良女子大学でも教職員の合意を取ることなく、大学の最高審議機関である教育研究評議会（以下、評議会）の決議すら経ずに、法人統合と工学部新設が決定された。また、2020年11月に行われた学長選考では、意向投票を廃止し、学長が任命した委員ばかりからなる学長選考会議が、次期学長候補として推薦された3名の中から、当時の学長を次期学長として選んだ。少し詳しく経緯を記述する。

1 法人統合と工学部新設の経緯

2019年1月初頭の時点で執行部は奈良教育大学（以下、奈教大）と法人統合して、奈教大と共同で「教養教育重視」の女子の工学部を創ろうとしていた。学部の新設といっても運営費交付金の

増額を勝ち取って大学の規模を拡大するという話ではなく、二大学の学生定員と教員定員をやりくりして新学部を無理やり生み出すという話であった。2019年の1月の半ばまで、私たち生活情報通信科学コースの教員は新設しようとする工学部の在り方や内容に何も意見を述べる機会を与えられなかった。我々とは無縁に、少しずつ話が進んでいくので、研究を重視しないリベラルアーツカリッジ¹⁾型の工学部で働きたい人がいるなら、無関係な私が強く反対するのも野暮であろうと当時は考えていた。

ところが、2019年1月9日に学長が私たち情報衣環境学科のメンバーと会合したいというメールが来て、学部長から資料が送付されてきた。その資料を読み解くと、情報衣環境学科を廃止とは明記されていないが、どう読んでも情報衣環境学科を廃止するとしか読めない。そこで、学部長に確認すると、執行部は情報衣環境学科を廃止するつもりだと返答があった。これは正に晴天の霹靂で、我々は生活環境学部の中にある情報関連コースという稀有で無名な存在であるため、知名度向上の涙ぐましい活動（高校訪問等）を行って、やっと最近志望者がある程度見込めるようになった途端の話だったので、まったく納得がいかなかった。しかし、すべて既定事項のように説明されて、非常に強い無力感に襲われた。

学長との2019年1月15日の会合では、希望者は工学部に移るように言い渡された。返事は1月中によこせとも言われた。「希望者は」ととってつけたように言われたが、これを断ると我々には居場所（仕事場）がなくなることを意味した。

しかも、移る先の工学部は研究を重視しないリベラルアーツカリッジ型の学部である。この学部の在り方の議論や基本カリキュラム作りにはまったく我々は参画させてもらえていなかった。

学長との会合では、自分たちの専門を掲げて研究室を持って研究をできるということ、大学院は私たちが作りたければ作ってもよいということを確認した。これらすら否定されていたら、話し合いの席を立つつもりでいた。しかし、これらは意外にもあっさり認められた（だが後に反故にされる）。少しでも有利な条件を引き出せるように、我々はコース一体となって、行動することを選択し、「新工学部の学習可能分野を示す領域として情報工学(仮称)などの情報系分野を設定して、各個人が今までと同等以上に研究活動が行えるという前提のもと、生活情報通信科学コースの全メンバーが工学部へ異動を希望する。」と返答した。

工学部への異動の返答の後で、評議会で工学部設置が否決されれば、この方針が覆る可能性があることを知り、我々はコース会議において全会一致で生活情報通信科学コースが生活環境学部に残るのであれば、我々全員は生活環境学部に残ることを希望すると決議して、教授会で報告した。つまり、工学部設置反対の立場を取る決断をした。

2019年2月には男女共学の奈教大に女子だけの工学部を創ることを文科省に否定されたため、執行部は工学部を奈良女子大学（以下、奈良女）単独で創ることに変更した。当初より、共同工学部案の無謀性は多くの教員から指摘されていたにも関わらず、ここまで執行部は強行してきたが、明確に駄目出しされて方針の大転換を迫られた。2020年3月には工学部の設置申請を出したい執行部は、学内の工学部新設方針を含む法人統合決議を急ぎ、2019年3月15日に全学説明会を開き、2019年3月20日の評議会で決議を採ることにした。この全学説明会における執行部の説明では、工学部の上に大学院を作れないことになっており、研究を行わないリベラルアーツカリッジとしての特徴が強調されていた。

全学説明会において、私は会場で質問に立って、

「執行部のやっていることはパワハラ以外のなにものでもない」という趣旨の演説を行い、執行部は反論できずに黙り込んで全学説明会はそのまま閉会した。「この執行部案が通ると我々は研究を重視しないリベラルアーツカリッジ型の工学部への異動を強要される。私のような研究しか取柄のない人間にはこんなものはパワハラ以外のなにものでもない。」と評議会メンバーのうちの理解がありそうな人々に決議への反対を求めた。この経緯から、執行部は評議会での採決を延期した。否決されるのを回避したと思われるが、あまりのやり方の汚さに私は唾然とした。

工学部設置に向けたワーキンググループ（以降、WG）に2月から我々も加わっていた。私が出席した2月13日のWGでは教養教育重視の工学部推進の中心人物である小路田副学長から「我々は独裁者ではないので、（評議会の）表決を採る」と「表決で反対多数となった場合には、執行部の責任問題だ」という興味深い発言があった。3月のパワハラ発言によって、松本だけがWGから排除された。生活情報通信科学コースのメンバーを工学部に引き入れたいと執行部は考えていたようで、他のコースメンバーは、WGからの参加案内に否定的な回答をしたにも関わらず、排除されなかった。しかし、我々は生活環境学部に残ることを希望するという態度を貫き、最終的に1名の脱落者（工学部への異動希望者）は出たが、残りのメンバー5名は生活環境学部に残ることになった。

その後、執行部は評議会での採決で執行部案が否決される可能性がある項目については、評議会の採決を回避するという暴挙にでた。奈教大との法人統合については、「経営事案だから経営協議会で審議すればよい」という理屈で、評議会では審議すらさせず²⁾、全委員を学長の一存で任命可能な経営協議会でだけ審議して³⁾、理事のみからなる役員会で法人統合を決めた。工学部新設に関しては、「どういう審議を評議会で行うかは議長である学長が決める」として議論だけ行って採決は行わせないという暴挙にでた。2019年9月18

日の評議会⁴⁾において、評議会メンバーが強く採決を求めると記名式の意向投票のみ認めた。その結果は2020年3月に工学部設置申請を行うことに、賛成8票、反対11票、白票2票であった。なお、賛成には当然執行部5名の票が含まれていると思われる。このとき、記名の投票結果は投票者にすら公表されていない。単に、自分たちに反対する人間を炙り出すために意向投票させたにすぎない。そして、学長と学長が選んだ理事だけからなる役員会において2020年3月に工学部設置申請を行うことを決定した⁵⁾。

なお、役員会において決定する前に、2019年9月26日の経営協議会において同案件について、評議会における意向投票結果を踏まえて審議が行われた⁶⁾。ある委員から、「反対者は工学部設置そのものを反対しているのか、それとも前倒しの設置申請に反対しているのか」との質問に対して、学長から「工学部設置構想については概ね賛成であるが、前倒しの設置申請を反対している教員が多い」との説明があったと議事要録に記録されている。しかし、この学長説明が虚偽であることを学長はよく知っていたはずである。なぜなら、9月18日の評議会において、工学部異動予定教員の大多数が在籍する生活環境学部における意向調査の結果、申請時期に依らず工学部設置について賛成16票、反対24票、白票8票ということが報告されていた³⁾。異動予定教員のほとんどいない他学部において生活環境学部よりも賛成が多いことは考えられない。執行部が嘘の現状報告を行うことによって議論を誘導しているため、たとえ経営協議会にまともな委員が含まれていたとしても、公正な審議が行われることは期待できない。そして、執行部案が原案のまま経営協議会において承認された。

工学部工学科の設置申請が2020年3月に文科省に提出され、その時点では、なんと執行部が異常に固執していた「教養教育重視」「リベラルアーツカリッジ型」という旗は降ろされていた。なぜ降ろしたかの理由は説明されていない。たぶん審査を行う工学部の先生方のネガティブな反応を恐

れた判断と想像する。私がいくらそんな旗は駄目だと言っても聞く耳を持たなかったが、審査に落ちては仕方がないということであろう。設置審査の一次審査結果では是正項目が5項目もあるさんざんな評価であったが、修正した書類で再審査を受けた結果、多くの教職員の願いを裏切って2021年1月中旬に審査に通ってしまった。

2 意向投票が廃止された学長選考

2021年3月末で今岡学長の2期目の任期が切れるため、2020年11月から12月にかけて学長選考が実施された。この学長選考において重要な役割を担うのは学長選考会議とその議長である。奈良女の場合、学長選考会議の委員は、理事から1名、評議会から4名、経営協議会の外部委員から4名の計9名の委員から成る。そして、学長選考会議の議長は、9名の委員の間の互選によって選ばれる。理事はもちろん学長が選んで任命し、評議会の委員のうち4人の部局長は、部局が推薦した3人の候補より1名を学長が任命し、この4名が慣例として学長選考会議の委員になっている。そして、経営協議会の外部委員は「評議会の意見を参考にし」学長が任命する。よって、実質的に学長の一存で外部委員は選任可能である。

2020年度の学長選考会議は、経営協議会から選ばれた外部委員が議長に就任した。そして、その議長の下、文科省が出している国立大学法人ガバナンス・コード⁷⁾に「学長選考会議は法人の長の選考に当たって、(中略)意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。」とあることを根拠に、文科省が学長に関する意向投票(昔の全教員による学長選挙)の禁止を望んでいるとして、意向投票を廃止してしまった⁸⁾。意向投票を行えば、独断専行を行っている現執行部が推す候補に支持がないことが露見することを恐れて廃止したとしか思えない。全大教⁹⁾が文科省に問い合わせ、文科省が意向投票を禁止しているわけではないことが明らかに

なっても、奈良女の学長選考会議は意向投票廃止を譲ることはなかった。さらに、学長選考会議は次期学長候補に「法人統合を推進すること」「工学部を設置推進すること」を宣誓することを求めた。評議会で表決すら取られていない事項を、学長候補の要件としたわけである。この条件の下、当時の学長であった今岡学長がすでに2期8年もの任期を務めているにも関わらず、3選に推薦されて立候補した。他に2人の推薦による立候補があったが、学長が選んだ委員からなる学長選考会議で学長以外の候補が選ばれるはずもなく、予想通り今岡学長が次期学長に選ばれ、2021年4月からも学長を務めている。

3 学部選出評議員の指名拒否

評議会は、各部局長（3学部＋1研究科の4名）と各部局が選出した各2名の評議員（計8名）と学長と理事5名と理事ではない副学長6名の計24名から成る。理事ではない副学長という役職員は2015年度には1名もおらず、ここ数年の間に強引に増員された。理事ではない副学長は理事同様に学長の一存で任命可能であり、学長に逆らうことは極めて難しい立場である。さらに、2021年4月からは工学部設置準備室会議から学部長就任予定者1名と評議員1名の2名を評議会に加えることになった。ますます、学長の意向に逆らえない委員ばかりが増えてしまっている。

評議会の委員である各部局長は部局が選挙で選んだ3人の候補から学長が1名を任命する。私が所属する生活環境学部と人間文化総合科学研究科では、部局長候補3人に学長のイエスマンを含まない選択をして、評議会に学長の言うことを鵜呑みにしない委員を送り込むことに成功した。この結果からも判るように、学長選考時に全教職員による意向投票を行っていれば、今岡学長の得票率は極めて小さかったと思われる。

生活環境学部と人間文化総合科学研究科は、学長による部局長の任命に引き続いて、評議員各2名の選挙を行った。そして、これらの評議員4名にも学長のイエスマンを含まない人選ができて、

私は喜んでいて、しかし、生活環境学部が選んだ評議員候補1名に対して今岡学長は前代未聞の指名拒否を行った¹⁰⁾。奈良女の規則では学長による指名拒否など想定していないので、指名拒否された場合の対応ができず、現在大混乱になっている。従来、指名は形式的な行為だったが、急に実質的な権限に変更された。この点は、学術会議の会員任命拒否問題と同じ構造である。

学長は「指名責任というものを考える時、この度の学長選考に関わって公で次のような文書を提示し、学長選考会議議長への不当な圧力を加えようとした者を、たとえ部局の推薦があったとしても評議員に指名することはできない。」として、A教授の指名を拒否した。以下、図1に問題とされた教職員組合共催の緊急フォーラムでのスライドを示す。

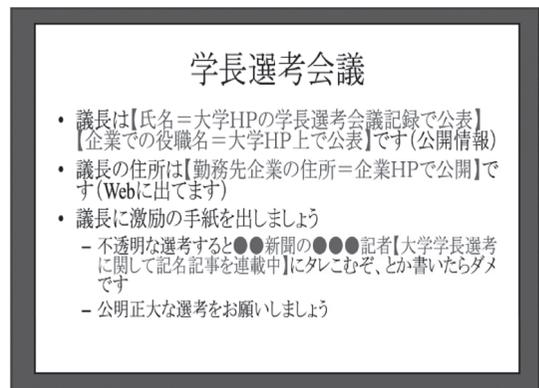


図1 問題とされたスライド

以下は、生活環境学部教授会で学部長が読み上げた学長文書「評議員の選任についての立場」の要旨である。

「A教授が評議員に相応しくない三つの理由は以下のとおり：

1. 学長選考会議にいかなる圧力も加えてはならない。激励であれ、抗議であれ圧力を掛ける行為である。

2. 多数の読み手に議長に激励の手紙を出しましょうと呼びかけていることが、威力業務妨害罪に当たる可能性がある。

3. 「不透明な選考をすると何々新聞の何々記者にタレこむぞとか書いてはダメです」という文章は明らかに脅迫文である。

自らの主張を通すためなら刑法上の犯罪さえ犯しかねない人物が本学評議員に適しているとは私は思わない。」

以下に、これら三つの指名拒否理由について私の反論を提示する。

1. 学長選考会議議長に「公明正大な学長選考を行って欲しい」という願いを届けることは労働者として当然の権利であり何もおかしくない。学長の解釈は、「公明正大な選考を行ってもらいたくない」人間のがった解釈である。学長選考会議の委員を任命できる立場の学長が、次期学長候補として立候補することこそ選考会議に対する圧力以外の何物でもない。

2. に関しては、2021年3月31日に開かれた教職員組合大学分会主催の学習会において笹山尚人弁護士（東京法律事務所）により完全に否定された。A教授の発言や文章は表現の自由で「保障の対象であることは疑いない」、「威力業務妨害罪はとうてい成立しない」。

3. に指摘された文章が脅迫文でないことは明らかである。百歩譲って、たとえ「不透明な選考をするとタレ込むぞ」と誰かが議長に手紙を出したとしてもこれが脅迫になるという感性が信じられない。不透明な学長選考が行われれば、マスコミにタレ込む方が正義である。

学長の指名拒否理由は到底納得のいくものではなく、3月19日の生活環境学部教授会において、学長の主張を受け入れるか否かという決議を行って、賛成5票、反対40票で受け入れられないと決議された。その後、笹山弁護士を招いた学習会によりA教授の行為が犯罪である可能性がなくなったため、4月21日の教授会において、即時A教授を評議員として指名するように学長に要求する意見書を出すことが決議された。

4 問題の本質

法人統合、工学部新設、学長選考、学部選出評

議員の指名拒否といった大きな事案に関する学長ならびに執行部の非民主的行為について書いてきた。その他にも、小さな事案まで含めると、執行部による大学の私物化の事例がたくさんあるが、文章が長くなるので本稿では割愛する。国立大学の資本金家でも出資者でもない学長とその取り巻きが国立大学を独裁・私物化できるのは、国立大学法人法が学長を絶対権力者として規定しているからである。国立大学の学長は学長兼理事長であり、大学の最高責任者であり、評議会と経営協議会の議長であり、それらの委員を任命ないし指名することができる。さらに、大学の最終決定権は学長と学長の一存で任命される理事からなる役員会に存在する。また、各部署の教授会の権限はどんどん小さくされており、学長に進言すらできないありさまである。そして、この学長への権力の集中による独裁・私物化を「リーダーシップ」とか「トップダウン」とかいう美名で誤魔化している。国立大学法人法施行以降の国立大学には大学の自治や学問の自由など存在しない。このままでは、日本の国立大学は滅びに向かうしかない。早急に民主的な手続き抜きでは大学の運営ができないように法律を改正すべきである。権力は腐敗するものであるから、簡単に独裁者になれる法律など決して成立させるべきではない。少なくとも、最高責任者は全教職員による選挙で選ぶべきであるし、最高責任者の任期中も部局から選ばれた委員が多数を占める評議会が執行部の行動を監視できる体制をちゃんと創るべきである。

この大欠陥法律である国立大学法人法によって、政府や文科省や財界が何をしたいのか考えてみると、証拠を示すことはできないが、独裁者となった学長・総長と結託することにより、自分たちの思うとおりに国立大学を操ろうとしているとしか思えない。

5 国会審議中の国立大学法人法の改正に関して

福岡教育大学、大分大学、旭川医科大学といった各地の国立大学で学長（または元学長）の横暴

な振る舞いが大きな問題になっている。また、東大や筑波大を始めとする多くの国立大学においても、透明性が確保されていない非民主的な学長選考の方法について教職員からクレームが上がっている。政府・文科省も一部の学長の暴走は無視できないと考えたのか、国立大学法人法の改正案に学長を監視する機能の強化を謳っている。しかし、その方式が非民主的なものであるため、私は学長による国立大学の独裁・私物化を止めるにはほど遠いと考えている。政府案では学長選考会議の学長監視機能を強化して、学長選考会議を学長選考・監察会議とすることになっている。つまり、学長選考・監察会議に監事も加わることになり、監事が学長の暴走を監視する任に就くことになる。本改正案成立前も成立後も、監事の選任方法に関しては、文科省が任命することになっている。これまでは、学長が推薦した監事を文科大臣が任命するやり方であった。これでは、政府・文科省が学長に口出しする権限は強化されるかもしれないが、教職員の立場から学長の暴走を止める防波堤にはなり得ない。それどころか、政府・文科省と学長が結託した場合には、これまで以上に国立大学の独裁・私物化が可能になってしまう。また、奈良女で大きな問題となっている経営協議会の外部委員の任命方法は本改正ではまったく変わらない。これでは、やはり学長の一存で選んだ委員が学長選考・監察会議で過半数を占めることは変わらないので、民主的な学長選考にはほど遠いと思わざるを得ない。大学の最大のステークホルダーである教職員と学生の意見を反映できる仕組みを早急に国立大学法人法に取り入れるよう強く要望する。私の記憶が正しければ、日本は民主主義国家のはずである。

謝辞：国立大学法人法改正に関して、明治学院大学社会学部石原俊教授から情報をいただいた。改正案をよく知らなかったため、非常に参考になった。ありがとうございます。また、本稿はオープンメディアの「教育改革通信」272号に掲載された原稿を加筆修正したものである。元原稿を書くように勧めてくださった恩師である菅野礼司先生に感謝いたします。

注および引用文献

- 1) ウィキペディア (Wikipedia)：リベラル・アーツ・カレッジ、<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AA%E3%83%99%E3%83%A9%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%A2%E3%83%BC%E3%83%84%E3%83%BB%E3%82%AB%E3%83%AC%E3%83%83%E3%82%B8> (2021年5月7日確認)。
- 2) 奈良女子大学：第243回 役員会議事要録，2019年4月25日開催，<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/gijiroku/yakuin/pdf/H31R1/yaku243.pdf> (2021年5月6日確認)。
- 3) 第53回国立大学法人奈良女子大学経営協議会議事要録，2019年5月29日開催，<http://www.nara-wu.ac.jp/gijiroku/keiei/R1/kei63.pdf> (2021年5月6日確認)。
- 4) 奈良女子大学：第175回 教育研究評議会要録，2019年9月18日開催，<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/gijiroku/kyoiku/pdf/H31R1/hyou175.pdf> (2021年5月6日確認)。
- 5) 奈良女子大学：第256回役員会議事要録，2019年9月27日開催，<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/gijiroku/yakuin/pdf/H31R1/yaku256.pdf> (2021年5月6日確認)。
- 6) 第65回国立大学法人奈良女子大学経営協議事要録，2019年9月5月6日確認)。
- 7) 文部科学省，内閣府，国立大学協会：国立大学法人ガバナンス・コード，<https://www.janu.jp/univ/code/> (2021年5月7日確認)。
- 8) 奈良女子大学：2020(令和2)年度第3回学長選考会議議事要録，2020年8月17日，<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/gijiroku/senko/PDF/R2/senkoR203.pdf> (2021年5月6日確認)。
- 9) 全国大学高専教職員組合，<https://zendaikyo.or.jp/> (2021年5月7日確認)。
- 10) 奈良女子大学：第192回 教育研究評議会要録，2021年2月17日開催，<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/gijiroku/kyoiku/pdf/R2/hyou192.pdf> (2021年5月6日確認)。

(まつもと・たかし：奈良女子大学，計算機科学)

2021年5月7日受付，5月8日受理